

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社インダ工務店	代表者氏名	石田 篤史
主たる営業所の所在地	倉敷市連島町連島4585-5		
許可番号	岡山県知事 般-4 第15523号	許可を受けている建設業の種類	土、建、大、左、と、石 屋、夕、鋼、筋、舗、しゅ 板、ガ、塗、防、内、絶 具、水、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和4年11月8日	処分を行った者	岡山県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第1項第3号該当）		
処分の内容			
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止			
1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部			
2 期間 令和4年11月22日から同月24日までの3日間			
処分の原因となった事実	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反		
株式会社インダ工務店の取締役が、同社の業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の2（焼却禁止）の規定に違反し、令和元年11月26日に倉敷簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受け、その刑が確定している。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。			
その他参考となる事項	同社の役員に対して、同期間営業の禁止を命じている。		